

消費生活センターだより

横手市消費生活センター ☎32-2919 横手市役所本庁舎1階 【令和元年6月1日】

消費生活センターでは、業者とのトラブルで困ったときや、商品やサービスについて「おかしい」「不安だ」と思ったとき、また借金問題で悩んでいるときなどに問題解決の手助けをします。

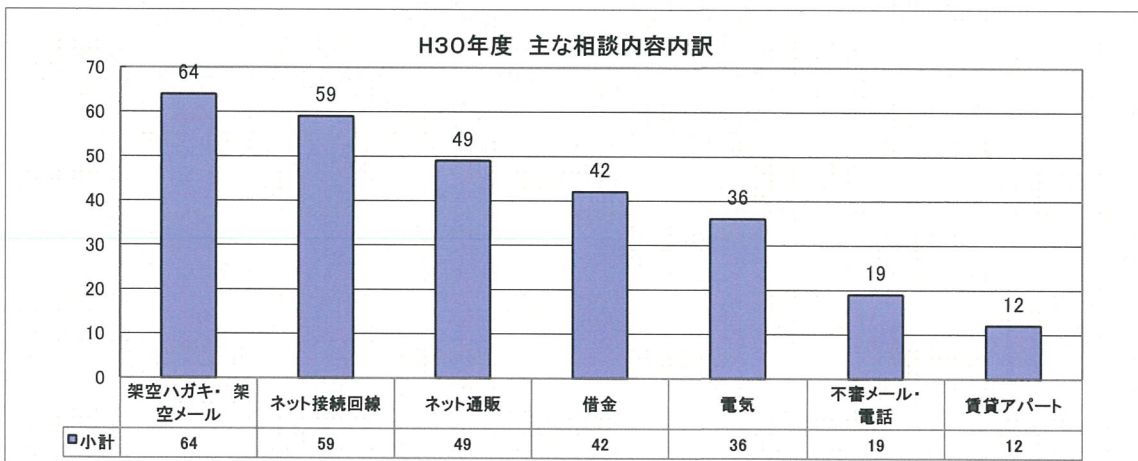
秘密は厳守しますので、一人で悩まず、気軽にご相談ください。



消費生活センターの相談状況(H30年度)

<相談件数> H27年度:330件 ⇒ H28年度:350件 ⇒ H29年度:359件 ⇒ H30年度:406件

相談件数は406件で、昨年度より47件増加しています。依然として、身に覚えのない架空請求ハガキや架空請求メールが多く、特にハガキによる請求が大半を占めています。また、「料金が安くなる」と勧められる光回線・ネット接続回線の契約から、知らずにオプション契約が追加されて複雑化したケースもあります。借金相談は、サラ金と並んで銀行系のカードでの多重債務者が増えています。次いで増加している電力小売り自由化関連の契約トラブルも慎重な対応が求められます。不審メールや電話も増えてきて、アポ電・強盗報道で不安になっている方も多くいます。



【相談件数第1位】

「架空・ワンクリック請求トラブル」にあわないために…

- ①信用性の無いサイトは見ない。
- ②利用した覚えのない請求は無視する。
- ③不安な時はセンターへ相談！



【相談件数第2位】

「インターネット接続回線トラブル」にあわないために…

- ①「安くなる」だけで信用せずに、十分に説明を受けて検討する。
- ②サービス内容と業者名をしっかり確認。
- ③よく分からないままあいまいに返事をしない！



知っていますか？

「クーリング・オフ」
突然の訪問販売や電話勧誘で契約してしまった！

↓
契約書を受け取った日から「8日以内」なら、無条件で解約できます。

※詳しくはセンターへ相談を！



消費生活センターの取り組み(H30年度)

消費生活出前講座

市民の皆さんに消費生活に関する情報を広く知っていただき、悪質商法や詐欺等の被害を防止するため「消費生活出前講座」を随時開催しています。
ドラマ仕立てのDVDを鑑賞したり、クイズや寸劇も交えた、楽しく分かりやすい内容です。時間等のご要望に合わせて調整しますので、ぜひご利用ください。

平成30年度開催実績 34回/584人参加

●いきいきサロン(30回)ほか

*開催時間/月～金の10:00～16:00

*予約が必要です(消費生活センター ☎32-2919)



消費生活展

近年増加している様々な消費者トラブルによる被害を未然に防止するため、トラブル事例や対処法などの知識を身に付ける機会を提供する目的で開催しました。

【日時】平成30年5月14日(月)～21日(月) Y2ぷらざ1階
平成30年5月21日(月)～28日(月) 市立横手病院1階総合ホール



【内容】啓発パネルの展示
啓発資料の配布(パンフレット等)
啓発用品の配布(ポケットティッシュ)

消費者注意喚起情報の提供

振り込め詐欺などの詐欺被害や、電話勧誘・訪問販売などによる悪質商法の被害を未然に防ぐために、全国の消費生活センターへ寄せられた様々な相談事例等を紹介するチラシを作成し、市内全戸回覧や出前講座などの際に配布しています。また、市ホームページや安心安全メールなど、様々な媒体を活用して、注意喚起や情報提供を行っています。



困ったらすぐに相談!

横手市消費生活センター ☎32-2919

横手市中央町8-2 横手市役所本庁舎1階(かまくら館となり)

